

## 特定建設作業実施届出書

令和 年 月 日

習志野市長 宛て

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名  
電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。  
振動規制法第14条第1項(第2項)

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類(該当番号に○印)	騒音規制法		振動規制法	
	1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業(アースオーガー併用を除く。)	1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。) くい抜機(油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業
	2	びょう打機を使用する作業		
	3	さく岩機を使用する作業(ハンドブレーカー等。)		
	4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。) を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		
	6	バックホウ(環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。) を使用する作業	3	舗装版破砕機を使用する作業
	7	トラクターショベル(環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。) を使用する作業	4	ブレーカー(手持式のものを除く。) を使用する作業
8	ブルドーザー(環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。) を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	騒音規制法		振動規制法	
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時	日・休日を除く	時間
騒音・振動の防止の方法	問題が生じた場合は速やかに工事を中止し対処する			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

備考 1 本届出に該当しない法律を=で消去すること。

2 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。

3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。

4 ※印の欄には、記載しないこと。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。